

2022年10月6日

各 位

会社名 パイプドHD株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐谷 宣昭
 (コード番号 3919 東証スタンダード)
問合せ責任者 取締役 大屋 重幸
 (Tel 03-6744-8039)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年8月31日付で公表いたしました「株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年8月31日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年10月6日から2022年10月30日まで整理銘柄に指定された後、2022年10月31日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、1,674,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
7,917,739株

④ 効力発生前における発行済株式総数
7,917,742株(注)

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2022年7月15日に提出した「第8期第1四半期報告書」に記載された2022年5月31日現在の当社の発行済株式総数(8,252,564株)から、当社が、本取締役会において決議した、2022年11月1日時点で消却する予定の2022年8月18日現在当社が保有する自己株式数(334,822株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
12 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、佐谷宣昭氏（以下「佐谷氏」といいます。）、T.G. アセット有限会社（以下「TGA」といいます。）及び株式会社ミライサイテキグループ（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を佐谷氏、TGA 及び公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2022 年 10 月 31 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が 2022 年 6 月 29 日から 2022 年 8 月 9 日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,800 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

公開買付者である株式会社ミライサイテキグループ

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ VI 号（当該ファンドは日本の投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき、2020 年 3 月に設立されたとのことです。以下「本ファンド」といいます。）並びに株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）が投資関連サービスを提供する他のファンドである APCP VI, L.P. 及び CJIP (AP) VI, L.P. に加え、同様に AP が投資関連サービスを提供する他のファンドである投資事業有限責任組合 AP 令和 F6-B2 及び AP Reiwa F6-A, L.P.（以下、本ファンドと併せて「本ファンドら」と総称します。）から一定の出資を受けること（具体的には、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、株式会社みずほ銀行から合計 12,500,000 千円を上限として借入れを受けるとともに、本ファンドらから合計 4,709,264 千円を限度として、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の 2 営業日前までに借入れを受けるとともに、本公開買付けに係る決済の開始日の 2 営業日前までに借入れを受けるとともに、本公開買付けの決済資金及びその付帯費用等に充当することを予

定していたところ、当社は、本ファンドらからの出資に関する出資証明書及び株式会社みずほ銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2022年11月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年11月下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2023年1月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2022年11月1日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

但し、配当金のお受取方法を証券会社口座でご指定いただいている株主の皆様（株式数比例配分方式）は、ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります。

2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の権利制限）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者、佐谷氏及びTGAのみとなる予定であり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者、佐谷氏及びTGAのみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第9条（基準日）を変更するものであります。

当該定款の一部変更の内容等は、2022年8月31日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年11月2日に効力が発生するものとされております。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2022年10月6日(木)
整理銘柄指定日	2022年10月6日(木)
当社株式の売買最終日	2022年10月28日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2022年10月31日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2022年11月2日(水)(予定)

以 上